

「浜松市地球温暖化対策地域推進計画」推進事業について

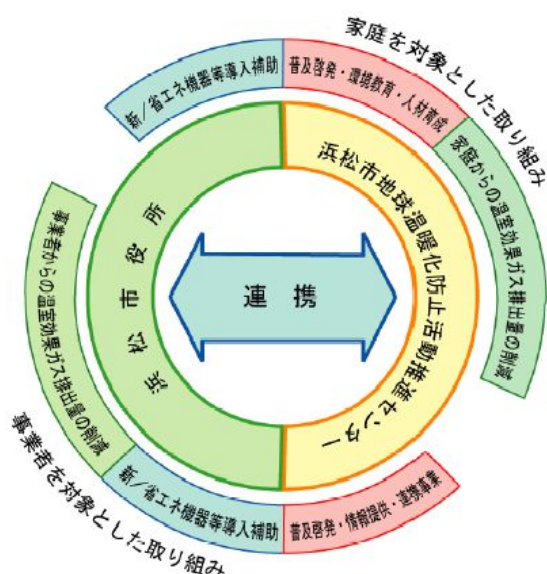
環境部環境企画課

1 目的

豊かな地球環境を子や孫たちに引き継いでいくために、市民のライフスタイルや、事業者や市自らの事業活動、ならびに社会構造・社会的インフラを低炭素型に切り替えていくことを目指して、「浜松市地球温暖化対策地域推進計画」を推進する。

目標：平成26年度までに温室効果ガス排出量を1990年度比6%削減(平成17年度比15%削減)

2 平成22年度の主な事業内容



【推進体制の整備】

浜松市地球温暖化防止活動推進センターの設置
地球温暖化対策推進法(H20.6改正)第24条に基づき、特定非営利活動法人等を1か所指定し運営を委託。

【市推進センターと市の役割分担による温暖化対策地域推進計画の推進】

地球温暖化防止活動推進センター運営事業

- ・センター立ち上げ支援
- ・浜松版エコハウスモデルハウス管理運営事業
- ・省エネ普及啓発事業
- ・温暖化対策相談窓口、助言指導、情報発信業務
- ・地球温暖化防止活動推進員養成事業
- ・エコハウス推進協議会運営支援
- ・温室効果ガス排出量算定業務

【市民の取り組みを推進】

浜松版エコハウス普及啓発事業

居住時のエネルギー消費に伴うCO2排出量の半減を目指すエコハウスを地域に普及させるための勉強会・見学会等の開催及びエコハウス推進協議会の運営

住宅用太陽光発電設置補助の拡充

住宅用太陽光発電設備の普及に向け補助件数を拡充(3kW以上:75千円×500件:200件増)

【事業者の取り組みを推進】

企業版環境家計簿説明会

企業版環境家計簿の作成と説明会開催(企業のCO2削減目標宣言)

中小企業向けCO2削減対策セミナー開催事業

大企業等から資金や技術の提供を受けCO2削減に取り組む中小企業の支援セミナー開催

中小企業向省エネ改修推進事業(地域グリーンニューディール基金活用:H22~23)

太陽光発電・省エネルギー設備の複合的導入支援

【市役所自ら率先実行】

公共施設省エネ改修事業(地域グリーンニューディール基金活用:H21~23)

CO2削減効果の高い省エネ改修の複合的実施(熱源設備省エネ改修、誘導灯高輝度改修等)

バイオマスタウン推進事業(地域グリーンニューディール基金活用:H22~23)

木質バイオマス利活用推進事業

3 所管課見積額 360,000千円(平成20年度~平成27年度)

地域グリーンニューディール基金活用事業を除く

ごみ処理施設整備事業について

環境部資源廃棄物政策課

1 今後のごみ処理施設のあり方

(1) 焼却施設の新設及び統廃合計画（一般廃棄物処理基本計画）

施設名称	稼働開始	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
南部清掃工場	昭和56年				H21～23改修											H32休止予定
北部清掃工場	昭和49年						H23.3月末～休止									
浜北清掃センター	昭和61年								H25.3末休止予定			……▶				
三ヶ日ごみ処理センター	平成5年				H21.3月末休止											
天竜ごみ処理工場	平成17年								H30.3末休止予定			……▶				
西部清掃工場	平成21年	H21.2稼働														
第4清掃・第2破碎処理センター	平成30年										H32稼働計画					
湖西市環境センター	平成10年					H22.3月末～終了(調整中)										

(2) 施設整備計画の考え方

焼却施設 …… 安定的かつ効率的なごみ処理体制

- ・現在は5箇所が稼働、北部清掃工場は平成23年3月、浜北清掃センターは平成25年3月を以って休止を予定。
- ・南部清掃工場は第4清掃工場が完成するまでの代替施設として、大規模改修を実施。
- ・平成32年度以降は西部清掃工場と第4清掃工場の2焼却施設でのごみ処理体制を計画。
- ・新居町と湖西市の合併を目途に、湖西市へのごみ処理委託を平成21年度末で終了するよう調整中。

破碎処理施設等 …… 適切にごみ処理と資源化体制

- ・現在、不燃・粗大ごみ、容器プラ等の資源物の処理は平和破碎処理センター、中間処理業者への委託等、市内5処理区ごとに実施。
- ・今後、効率的かつ合理的な市内一元化処理を視野に入れ、第4清掃工場同一敷地内に第2破碎処理センター建設を計画。
- ・ペットボトル・びん・缶の資源化処理施設の静ヶ谷リサイクルセンター建設を計画。

最終処分場 …… 適正な処理を継続

- ・現在、5施設により適正な維持管理を図っており、焼却灰等をスラグ化する等、資源化を図ることにより、延命化を図る。

2 休止施設（焼却施設・最終処分場）の活用について

(1) 旧施設解体撤去計画

所管	施設名	工事内容	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	備考
天竜環境	久頭合最終処分場	遮水シート・防水シート及び排水溝等撤去		調査費		工事費						借地
	天竜不燃物処理センター(西雲名)	・処理施設の解体(圧縮減容機等、機械設備含む) ・埋立処分場(金属くず、プラスチック類)でもあるため、造成工事が必要(産廃対策)。平らにして、覆土する。				測量費	工事費		造成工事費			借地
	天竜塵芥処理場(笹岡)	天竜川沿いの法面補強	調査費								工事費	
	天竜清掃センター(渡ヶ島)	焼却施設解体							調査費	工事費		
	はるのやまびこドーム	ドーム(大型テント)の撤去								調査費	工事費	
	龍山ごみ焼却場(国道沿い)	焼却施設解体						調査費	工事費			
	焼却灰ストックヤード(天竜清掃センター内)	ストックヤード撤去(大型テント)					調査費	工事費				
	はるのクリーンセンター	焼却施設解体									平成27年度以降	
	水窪・佐久間クリーンセンター	焼却施設解体									平成27年度以降	
	佐久間塵芥収集センター(蒲川)	焼却施設解体									平成27年度以降	
資源廃棄物政策課	三ヶ日ごみ処理センター	焼却施設解体			調査費	工事費						
舞阪 地域生活課	舞阪クリーンセンター	焼却施設解体			調査費	工事費						
北清掃	浜松市北部清掃工場	焼却施設解体					休止	調査費	工事費			

産業廃棄物対策課と調整

は直営収集基地、ストックヤード、粗大ごみ自己搬入場所であるため、分別統一、収集体系等の見直し後、解体の検討をする。

新（仮称第4）清掃工場建設事業について

環境部資源廃棄物政策課

1 事業の概要

市民が安全で快適な生活を送るうえで、可燃ごみの処理能力を安定して確保することは必要不可欠であり、西部清掃工場が本格稼働し、南部清掃工場も平成 21 年度から大規模改修工事を実施している。今後、平成 23 年 3 月には北部清掃工場の休止、平成 25 年 3 月には浜北清掃センターの休止を予定しており、最適なごみ処理体制を進めている。

新市における可燃ごみの処理を効率的に行なうため、新市建設計画に上げている南部清掃工場の代替施設、浜北清掃センターの新炉建設を一本化した新清掃工場建設を予定し、可燃ごみの処理能力を安定して確保していきたいと考えている。

さらに、現在、不燃・粗大ごみ、容器プラ等の資源物の処理体制は平和破碎処理センター、中間処理業者への委託等、市内 5 処理区ごとに実施しているが、施設の老朽化、処理能力等に限界もあり、効率かつ合理的な市内一元化処理を視野に入れ、新清掃工場同一敷地内での新破碎処理センター建設を計画している。

2 工事概要

敷地面積 約 100,000 m²（更新時の代替地含む）

焼却施設

（1）処理規模 550 t / 日

（2）施設内容 工場棟 管理棟 計量棟 収集車輛基地

（3）処理方法 西部清掃工場で採用している焼却溶融方式を主体として、最適な処理方式を導入

破碎処理施設等

（1）処理規模 不燃・粗大ごみ 200 t / 日、プラスチック製容器包装 100 t / 日

（2）施設内容 工場棟（不燃・粗大ごみ破碎処理施設・プラスチック製容器包装減容施設）

3 所管課見積額 42,000,000 千円（平成 22 年度～平成 32 年度）